

指定文化財 保存事業を応援

指定文化財の保存事業を行う団体などへの補助金制度です。

対象 国・県・市指定文化財や登録文化財を所有・管理し、補助金対象事業を行う団体・個人
対象事業 市内の指定文化財などの保存事業

申請期限 6月30日(金)



文化スポーツ課
☎(32)1954

相談

自死遺族のための 個別相談・ミーティング

個別相談

保健師や公認心理師が相談を受け付けます。

日時 毎月第2㊦・偶数月第4㊦
13時30分～16時30分

予約方法 電話

自死遺族グループミーティング
「かたらんね」
同じ体験をした人だけが参加し

水産製品、液卵、漬物の製造者は 営業許可の取得を

食品衛生法の改正に伴い、令和3年6月1日時点で次の製品を製造している人は営業許可の取得が必要です。

対象製品 ①水産製品(しらす干し、魚の干物など)、②液卵(鶏卵から殻を除いたもの)、③漬物(条例許可から法許可へ切り替え)

許可取得期限 令和6年5月31日(金)
☎宇城保健所(32)0598

お知らせ

交通災害共済制度の 申請期限が迫っています

交通災害共済制度とは

交通事故でのけがによる入院・通院期間に応じ、見舞金を支給する制度

市は、同制度を令和4年6月30日に脱退しましたが、脱退日以前に交通事故で負傷し入院・通院した場合は、脱退日以後の申請でも支給を受けられます。

申請期限 交通事故日から1年以内
☎防災消防課(32)1766

ます。無理に話さず、その場にいらだけでも大丈夫です。

日時 奇数月第4㊦ 14時～16時

※予約不要

共通事項

場所 県精神保健福祉センター
対象 大切な人を自死で亡くした人
参加費 無料



☎096(386)1166

事業者向け

インボイス制度説明会

10月から始まる消費税インボイス制度開始に向け、説明会を開催します。

日時 5月18日(㊦) 14時～16時

場所 宇土税務署



A. 答えは説明会で。

定員 20人

有料道路障害者割引制度 受付窓口が変わりました

対象 障害者手帳(身体・療育A)保持者

申請窓口 社会福祉課

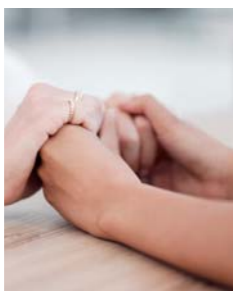
※次の全てに該当する場合は、オンライン申請ができます。

- ・ETC利用
- ・マイナンバーカードがあり、マイナンバー登録をしている



☎(32)13307

6月1日は 人権擁護委員の日



人権擁護委員は、親身になってあなたの相談に応じます。秘密は守られますので、気軽にご相談ください。

宇城市の人権相談スケジュール

1 日時 6月1日(㊦) 13時～16時

春の農作業安全確認運動 徹底しよう！農業機械の転落・転倒対策



毎年、県内では10人前後の尊い命が農作業事故で失われ、特に65歳以上の高齢者の事故や農業機械での事故が多発しています。

農作業を行うときは、

- 一人一人が事故防止意識を持って「安全対策」を徹底しましょう。
- 家族や仲間から「声掛け」

農作業事故防止のポイント

- 安全フレームのあるトラクターを使用し、シートベルト・ヘルメットを着用。
- 道路やほ場の傾斜や路肩などの作業環境を十分確認。事故を起こしにくい環境づくり。

☎農政課(32)1641

申込方法 電話
個人事業者は、当日e-Taxでの登録申請ができます。



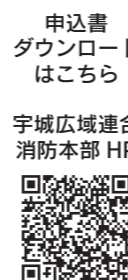
防火管理者が必要な事業所対象 甲種防火管理新規講習

日程 6月8日(㊦)・9日(㊦)

場所 宇城広域連合消防本部・北消防署

☎宇土税務署(22)0410

☎(22)6222



新しい行政相談委員を 紹介します

総務大臣から委嘱される行政相談委員。市民が毎日の暮らしの中で感じた行政サービスについての意見・要望などを受け付け、住民



本間 健郎 さん
(小川町)

市では、定期的に相談所を開設しています。(15ページ行政相談)相談は無料。秘密は守られます。

☎総務課(32)1798

5月11日～20日は 春の全国交通安全運動 交通ルールを 見つめ直しましょう

5月20日
交通事故死ゼロを目指す日



新生活が始まり、約1カ月。通勤・通学を始めた人や車両が慣れて油断が出てくる時期です。外出時は、時間にゆとりを持ち、安全に道路を利用しましょう。

事故を起こさないためにできること

- 信号機のない横断歩道では、歩行者が優先です。きちんと一時停止して、道を譲りましょう。
- 自転車は車両の一部です。自動車と同じく交通ルールを守りましょう。また、自転車保険に必ず加入しましょう。

☎防災消防課(32)1766